

当初・変更

工事執行機関 41341 宮下土木事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和2年9月28日
工事番号	20-41341-0019	工事名	集水ボーリング孔洗浄業務委託（砂防維持）	着工	令和2年9月28日
入札執行年月日	令和2年9月14日	発注種別	90 その他	完成	令和3年1月7日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	老沢地区外			予定価格	
工事箇所 自	河沼郡柳津町大字砂子原地内外			4,229,500	
至					
工事概要	集水ボーリング孔洗浄 L = 2820.0m				

業者コード 業者名	落札者の住所			
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100000024 東北ボーリング（株） 福島営業所	(1) 3,800,000 (3)	(2) (4)		
100000073 奥山ボーリング（株） 福島支店	福島市 永井川字北谷地16-1		(1) 3,700,000 (3)	(2) (4) 4,070,000
100000076 日本地下水開発（株） 福島営業所	(1) 3,800,000 (3)	(2) (4)		
100000144 （株）地質基礎	(1) 3,850,000 (3)	(2) (4)		
100000401 国土防災技術（株） 福島支店	(1) 3,800,000 (3)	(2) (4)		
100002254 （株）福島地下開発	(1) 3,820,000 (3)	(2) (4)		
100002806 新協地水（株） 会津支店	(1) 3,830,000 (3)	(2) (4)		
100002815 （株）協和地質	(1) 3,800,000 (3)	(2) (4)		
100003137 （株）三本杉ジオテック	(1) 3,900,000 (3)	(2) (4)		
100003396 （株）北日本ボーリング	(1) 3,800,000 (3)	(2) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41341 宮下土木事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和2年9月28日
工事番号	20-41341-0019	工事名	集水ボーリング孔洗浄業務委託（砂防維持）	着工	令和2年9月28日
入札執行年月日	令和2年9月14日	発注種別	90 その他	完成	令和3年1月7日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	老沢地区外			予定価格	
工事箇所 自	河沼郡柳津町大字砂子原地内外			4,229,500	
至					
工事概要	集水ボーリング孔洗浄 L = 2820.0m				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100004023 (株)高田地研 福島営業所	(1) 3,780,000 (3)	(2) (4)	
100004045 日栄地質測量設計(株)	(1) 3,840,000 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3 (裏面)

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減)	
<input type="checkbox"/> 2 ( ) 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他 ( )	

20-41341-0019

## 随意契約理由書

今回工事を予定している、集水ボーリング洗浄業務委託(砂防維持)に関しては、地すべり対策として設置された集水井において、地下水排除機能を回復させる為集水ボーリング孔内の洗浄作業を行うものであるが、洗浄作業には地すべり対策工事に関わる専門性が求められることから、その工事に精通している業者を選定する。

尚、本業務は、工事等請負有資格名簿が存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。